

## 専門家登録規程

### 1 専門家の資格要件

いわて農業経営相談センター事業実施要綱第2の1の規程により派遣する専門家は、次の(1)から(4)の要件に該当する者で、かつ、「専門家名簿」に登録された者とする。

- (1) 農業経営者サポート事業の実施に必要な各種の専門的かつ実践的な知識、技術、技能等（以下「技能等」という。）を有すること。
- (2) 自らの専門的分野において農業経営者等への支援実績があること。
- (3) 県内全ての地域において、訪問、リモート通信等による農業経営者等への支援ができること。
- (4) 以下のいずれかに該当すること。
  - ア 技能等を活用した実務に10年以上従事した経験を有する者
  - イ 技能等に関する公的資格を有し、かつ技能等を活用した実務に5年以上従事した経験を有する者
  - ウ 技能等に関する指導、教育、研究等に5年以上従事した経験を有する者
  - エ 上記アからウに掲げる者と同等以上の技能等及び経験を有すると認められる者

### 2 専門家の登録更新及び解除

#### (1) 専門家の登録

- ア 専門家は、専門家登録に係る調査票（別紙様式1）を提出することによりその登録申請を行い、経営戦略会議における審査を経て、選定されるものとする。
- イ 県は、選定された専門家を「専門家名簿」に登録し、当該専門家にその旨を通知するものとする。
- ウ 登録された専門家は、登録内容に変更があった場合は、その旨を速やかに県に連絡するものとする。
- エ 登録された専門家は、いわて農業経営相談センター（以下「相談センター」という。）のホームページにおいて公表する。

#### (2) 専門家の登録解除

専門家が3の(3)又は(4)の規定に違反した場合は、県の判断により速やかにその登録を解除するものとする。

### 3 専門家の職務

専門家は、相談センターからの指導依頼に基づき、農業経営者への指導等に必要な技能等を踏まえ、専門家自らが有する技能等を活用し、具体的かつ実践的な指導等を行うものとする。

#### (1) 指導等の事前調査

専門家は、農業経営者への指導等を行うに当たり、相談内容に基づいた具体的かつ実践的な指導等を行うため、事前に当該農業経営者の農業経営の概要及び指導等を希望する内容について十分理解することとする。

(2) 指導等の内容の報告

専門家は、指導等の終了後、所定の期日までに、指導等の内容を案件ごとに取りまとめ、経営指導報告書（いわて農業経営相談センター専門家派遣規程別紙様式第3号）により報告するものとする。

(3) 守秘義務

専門家は、指導等により知り得た農業経営者の秘密を厳守するものとする。

また、相談センターの運営、事業等に関して知り得た情報についても、相談センターの同意を得ずに第三者へ提供してはならないものとする。

(4) 禁止行為

専門家は、次に掲げる行為を行ってはならない。

ア 著しく相談センター又は本事業の信用を損なう行為

イ 反社会的勢力との交流又は当該交流が疑われるような行為

ウ 農業経営者に対し、相談センターの同意を得ずに行った自らの営業行為

エ 相談センターの同意を得ずに行った指導等

附 則

この規程は、令和4年7月5日から施行する。